



鳥取県公報

平成13年 8月14日(火)
第 7 3 0 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (470) (障害福祉課) 1
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (471・472) (経営商業課) 2
	土地改良法による換地計画の決定 (473) (耕地課) 5
	土地改良事業の認可申請の適否の決定 (474) (") 6
	都市計画の変更 (2件) (475・476) (都市計画課) 6
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 7

告 示

鳥取県告示第470号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則 (平成6年鳥取県規則第17号) 第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼 科	視覚障害	飴 谷 有 紀 子	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院
耳 鼻 咽 喉 科	聴覚・平衡機能障害及び音声・ 言語・そしゃく機能障害	永 井 陽 介	鳥取市的場一丁目 1 鳥取市立病院
"	"	竹 本 恵 美 子	"
内 科、外 科 整 形 外 科 小 児 科	心臓機能障害、呼吸器機能障害 及び腎臓機能障害	青 木 哲 哉	東伯郡赤碕町大字赤碕1920 - 74 赤碕町国民健康保険直営赤碕診療所
泌 尿 器 科	腎臓機能障害並びに膀胱及び直 腸機能障害	三 原 聡	倉吉市上井町一丁目13 - 2 医療法人清生会谷口病院
内 科	心臓機能障害、呼吸器機能障害 及び腎臓機能障害	元 田 欽 也	鳥取市的場一丁目 1 鳥取市立病院
"	"	久 代 昌 彦	"

"	心臓機能障害及び肢体不自由	青 木 敦 美	東伯郡赤碕町大字赤碕1920 - 74 赤碕町国民健康保険直営赤碕診療所
"	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	杉 本 勇 二	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
外 科	膀胱及び直腸機能障害並びに小腸機能障害	大 石 正 博	鳥取市の場一丁目 1 鳥取市立病院
"	"	山 下 裕	"
"	直腸機能障害及び小腸機能障害	金 川 泰一朗	"
内 科、 外科、 整形外科 リハビリテーション科	膀胱及び直腸機能障害並びに小腸機能障害	林 貴 史	鳥取市湖山町南二丁目181 - 2 はやしクリニック
整 形 外 科	肢体不自由	大 月 健 朗	東伯郡三朝町大字山田690 社団法人鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
"	"	泉 敏 弘	西伯郡西伯町大字倭397 西伯町国民健康保険西伯病院
"	"	守 屋 有 二	鳥取市的場一丁目 1 鳥取市立病院
"	"	山 本 敦 史	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
脳 神 経 外 科	"	高 橋 健 治	鳥取市的場一丁目 1 鳥取市立病院
神 経 内 科	"	武 久 康	"
"	"	鞆 嶋 美 佳	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院
小 児 科	"	汐 田 まどか	米子市上福原七丁目13 - 3 鳥取県立皆生小児療育センター
歯 科 口 腔 外 科	そしゃく機能障害	領 家 和 男	米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第471号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、縦覧に供する。

平成13年 8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

日光ストアー安長店
鳥取市安長112 - 3

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前8時30分から午後10時30分まで

変更後 午前8時30分から午前0時30分まで

3 変更年月日

平成13年 8月 1日

4 届出年月日

平成13年 7月30日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社日光ストアー 代表取締役 藤田正行

鳥取市安長112 - 3

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,499m²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 76台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 20台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 44m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 16.4m³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 2か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成13年 8月14日から 4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第472号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、縦覧に供する。

平成13年 8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガリバーコスモ・プラザ

鳥取市岩吉255 - 3 ほか

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 有限会社ツイン・ガリバー 閉店時刻 午後8時

変更後 有限会社ツイン・ガリバー 閉店時刻 午後10時

3 変更年月日

平成13年 7月27日

4 届出年月日

平成13年 7月26日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

有限会社ツイン・ガリバー 代表取締役 門脇善和

鳥取市岩吉255 - 3

全藁通商株式会社 代表取締役 全本親民

岡山県津山市鍛冶町37

有限会社パパスガーデン 代表取締役 池本義隆

鳥取市新93 - 21

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,774㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 495台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 25台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容面積 307.5m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 33.4m³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 全葉通商株式会社 午後11時

有限会社パパスガーデン 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時から午後11時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 8か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後8時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成13年8月14日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営商業課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（下木原工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 8月15日から20日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第474号

東伯郡東伯町大字倉坂559 - 3山根常義ほか69人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業小田股地区区画整理及び農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 8月15日から20日間

3 縦覧に供する場所

東伯町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成13年 8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画道路 3・4・2号羽合中央線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡羽合町大字宇野字西又二、大字橋津字二ノ浜屋敷及び大字長瀬字池端

鳥取県告示第476号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成13年 8月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画公園及び羽合都市計画公園 9・7・1号東郷湖羽合臨海公園

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡羽合町大字宇野字西又二、大字橋津字二ノ浜屋敷及び大字長瀬字池端並びに橋津川の河川区域地内

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成13年 8月14日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という）を受けようとするもの(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成13年 9月 7日 午前10時から 午後 4時まで	鳥取市東町一丁目220 県議会棟 2階 執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び 浜村の各警察署の管内に 居住する者
経験者講習	平成13年 9月18日 午後 1時30分から 午後 4時まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑